

# 避難指示で必ず避難

## 避難勧告は廃止です



令和元年の台風第19号では、1都12県309市区町村に大雨特別警報が発表され、10水系25河川142カ所で堤防が決壊するなど、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生しました。これら豪雨でも、「避難しなかった」「避難が遅れた」ことによる被災や屋外移動中の被災、高齢者などの被災が多く、いまだ「自らの命は自らが守る」意識が十分とはいえません。また、警戒レベルによる避難情報などは分かりやすくなったという意見がある一方で、警戒レベル4に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置付けられ、分かりにくいとの課題も顕在化しました。

このため、災害対策基本法が改正され、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示が発令されます。また、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生または切迫し、避難場所などへの避難がかかって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができるようにするなど、避難情報が改善されました。

☎ 危機管理課（千代田庁舎）

### 警戒レベル

### 新たな避難情報など

5



※1  
きんきゅうあんぜんかくほ  
**緊急安全確保**

すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。  
**警戒レベル5 緊急安全確保**の発令を待ってはいけません。

## |||||||||||||||||||| 警戒レベル4までに必ず避難！ |||

4



ひなんしじ  
**避難指示** ※2

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4 避難指示**で危険な場所から全員避難しましょう。

3



※3  
こうれいしゃとうひなん  
**高齢者等避難**

避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方は、**警戒レベル3 高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

2



大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

警戒レベル	これまでの避難情報など
5	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	避難指示（緊急）・避難勧告
3	避難準備・高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意報 (気象庁)

1



早期注意報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者や障がいのある方以外の方も必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。



警戒レベル見直しホームページ

**防災行政無線**  
**テレフォンサービス**  
～放送内容が確認できます～

**0800-800-3674**

ホームページからも確認できます。



通話無料

# コロナ禍における避難行動を知っておきましょう

新型コロナウイルス感染症が収束していない中でも、災害時に危険な場所にいる人は迷わず避難することが重要です。感染症への感染リスクがある中で、災害の危険が迫り、避難する場合には、感染症対策を徹底する必要があります。これまでと同じ避難方法では、密閉した空間に大勢が密集し、密接すると「3密」となり、感染症が拡大するリスクが高くなります。そこで、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難のポイントをお知らせします。

## 災害時の避難の考え方

### 災害が発生する前に、自分の住んでいる場所が安全なのかを知ることが重要です

災害はいつ発生するか分かりません。災害が発生する前に、自分の住んでいる場所が安全な場所なのかを知っておくことで、災害が発生した場合に、自分の取るべき行動が分かります。市総合防災マップやホームページから確認できますので、必ず確認しておきましょう。





**自宅などの場所が安全な方・世帯**  
(土砂災害警戒区域・浸水想定区域など指定を受けていない場合)

安全な場所にいる方は、避難の必要がありません。安全な場所から避難所に避難することで、移動中の被災や人の密集による新型コロナウイルスの感染リスクが高まります。ただし、周辺の地形などにより身の危険を感じる場合は、直ちに避難してください。



**土砂災害警戒区域・浸水想定区域などの災害想定区域の方・世帯**  
(自宅などでは命に危険を及ぼす場合)

「避難」とは「難」を「避」けることですが、公民館や小・中学校に行くことだけが避難ではありません。まずは、安全な親戚や知人宅に避難できるよう、普段から連絡を取り合っておきましょう。

### 安全な親戚・知人宅への避難



### 市が指定した避難場所への避難



**避難所**

①一般の避難所

②体調不良者用避難所  
かすみがうらウエルネスプラザ  
(穴倉 5462)  
※一般の方は避難できません

③避難行動要支援者用避難所  
やまゆり館 (下稻吉 2423-9)  
※一般の方は避難できません。

## 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営

新型コロナウイルス感染症が収束していない中で、災害が発生した場合に備え、市では「新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況における避難所運営に関する指針」を策定しています。この指針に基づき、市は避難所での感染症対策に努めています。



避難所では次の流れで受け付けします。

①健康チェック(検温、問診、マスク着用の確認や手指消毒) ②避難者カード記入 ③避難スペースへの移動、体調チェックシートの記入

パーティションの活用や十分な距離の確保により、避難者同士が密にならないよう努めます。また、定期的な体調チェックや十分な換気などの衛生管理を行います。

避難所開設時は、体調不良者用避難所として、「かすみがうらウエルネスプラザ」、避難行動要支援者用の福祉避難所として、「やまゆり館」を開設します。※原則として、一般の避難者は避難できません。